

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の 接続約款の変更の認可申請の概要

(コロケーション設備の撤去後の費用負担に係るルール (6か月前ルール)の変更等に係る改定等)

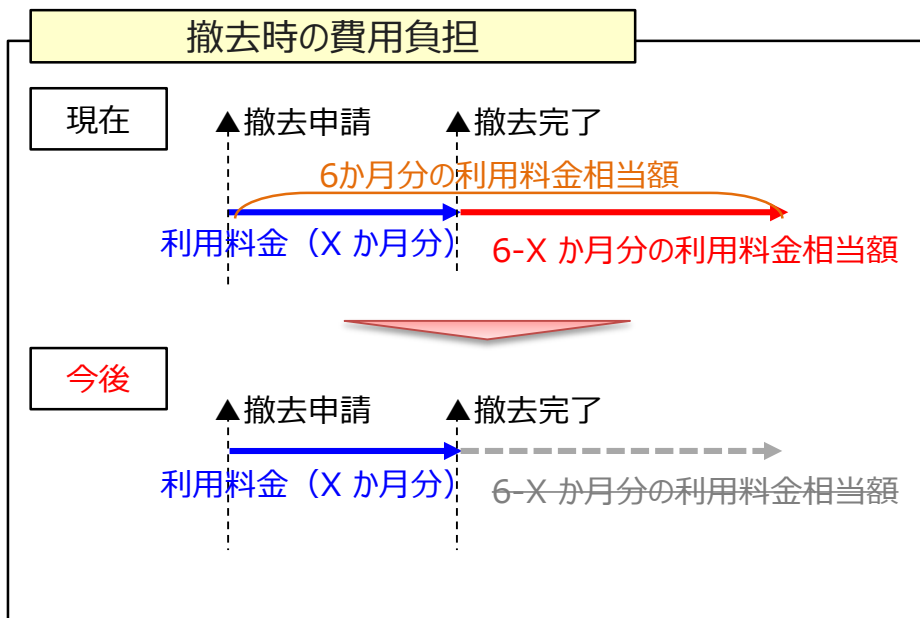
本件について電気通信事業法第33条第2項の規定に基づく認可の申請があった日:平成30年12月3日
申請者:東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社

平成30年12月
総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課

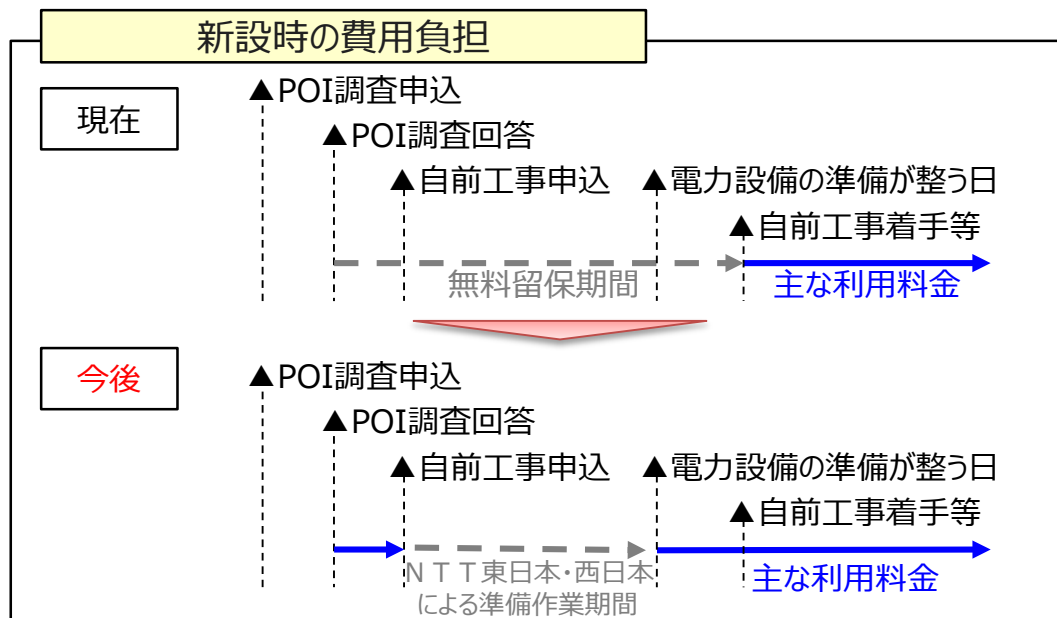
コロケーション「6か月前ルール」の見直し等(概要)

- 現在、NTT東日本・西日本の局舎等でのコロケーションについて、接続事業者が局舎等に設置した設備を撤去する際に一律6か月分の費用を負担するというルール(関連するルールを含む。以下「6か月前ルール」という。)があるところ、6か経過前に設備撤去が完了しても6か月分の利用料相当額を負担しなければならないため費用負担上公平でなく、設備撤去を早く実施しようとするインセンティブも発生しない仕組みとなっている。(「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書で指摘)
- そのため、各接続事業者がその責任で実際にコロケーションスペース等を留保する期間に応じて費用を負担するルールに変更する。(例:スペース等をより早期に解放⇒より少ない負担、スペース等をより早期に確保⇒より多くの負担)
- また、「6か月前ルール」の一部は事業者間の取決め(接続約款に基づく契約)を根拠としており接続約款自体に明記されていないが、透明性確保の観点から、変更後のルールは、原則として接続約款に明記することとする。
- 本件は、総務省からNTT東日本・西日本に見直しの検討を要請したもの。(平成29年9月8日付け総基料第162号 記5)

撤去時の費用負担



新設時の費用負担



【現時点での想定スケジュール】

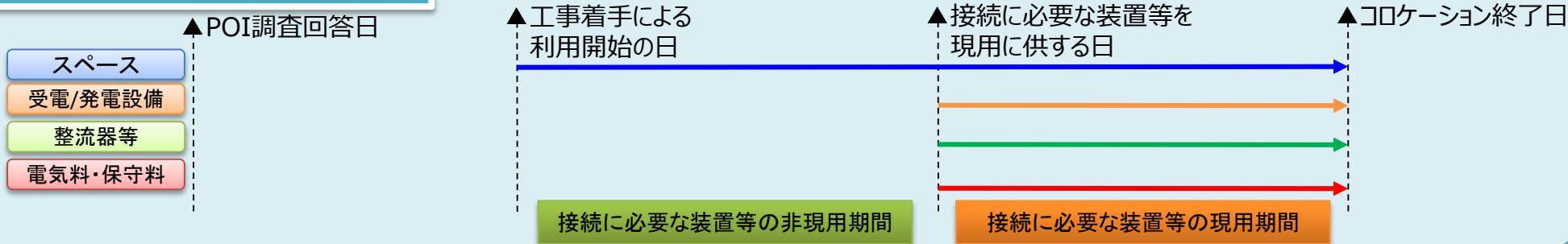
1. 12月7日 電気通信事業部会に諮問
2. 12月8日～1月11日 第一次意見募集
3. 1月17日～30日(見込み) 第二次意見募集
4. 2月上旬頃 接続委員会で報告書を取りまとめ
5. 2月15日 電気通信事業部会において答申、認可
6. NTT東日本・西日本のシステム開発等の準備が整い次第、実施

新設時の費用負担

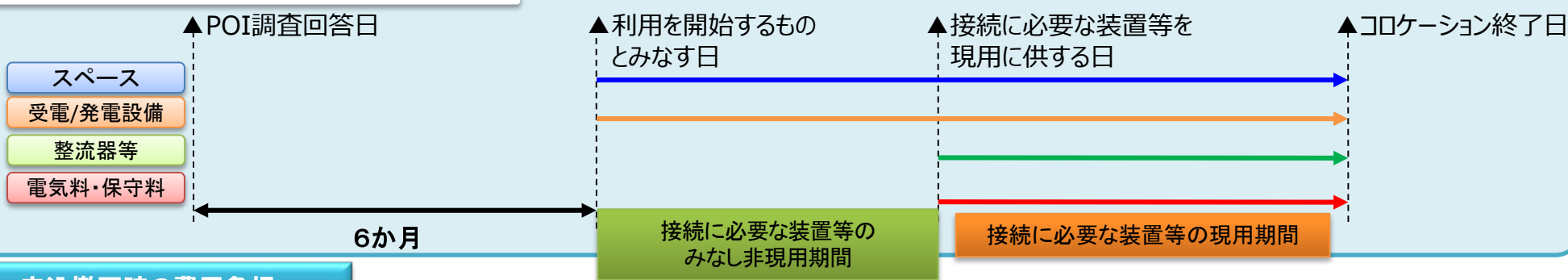
以下の5種類の期日の概念を設けた上で、下図のように、課金期間を規定。

- ① POI調査回答日
(規定上は「第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社(NTT東日本・西日本)が行った日」。この日からスペース留保が開始)
- ② 工事着手による利用開始の日(自前工事の場合及び請負工事の場合の両方)
- ③ 利用を開始するものとみなす日
(スペース及び受電/発電設備は、POI調査回答日から6か月経過しても事業者が工事着手しない場合は、6か月経過した日から利用開始したとみなし、課金開始される。)
- ④ 接続に必要な装置等を現用に供する日
- ⑤ コロケーション終了日(規定上は「接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日」)

6か月以内に工事着手がされた場合



6か月以内に工事着手がされなかった場合



申込撤回時の費用負担

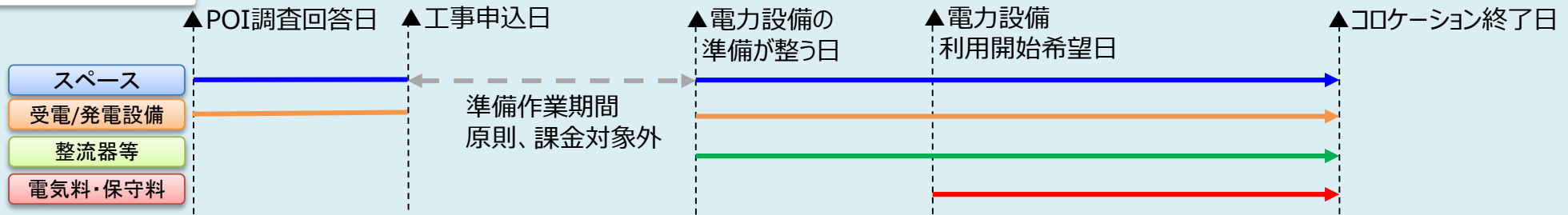
スペース・受電/発電設備以外の設備(整流器等)について※、接続事業者がPOIを設置してコロケーションを開始する際に工事申込日から工事完了日までの間に設置申込を撤回した場合、実際に留保した期間の長さにかかわらず、「転用に要する期間(6.4か月)」分の利用料金相当額の違約金が発生。 ※スペース・受電/発電設備については、POI調査回答日～取消日の利用料金相当額を違約金として規定。

新設時の費用負担

課金期間に関する現行の規定を削除し、以下のとおりコロケーションリソースごとに新たに課金期間を規定。

コロケーションリソース	課金期間
スペース、受電/発電設備	POI調査回答日～コロケーション終了日。ただしNTT東日本・西日本の準備作業期間※を除く。 ※工事申込みがNTT東日本・西日本に到達する日(工事申込日)以降の電力設備の準備を整える作業に要する期間をいう。ただし、準備が整う前に接続事業者が自前工事に着手しスペース利用を開始する場合には同工事着手の利用開始日以後の期間におけるスペース代(保管料)が課金される(一部例外あり)。また、接続事業者の責めに帰すべき事由により経過した期間は準備作業期間に算入されない(課金対象となる)。
上記以外の設備(整流器等)	NTT東日本・西日本の電力設備の準備が整う日～コロケーション終了日
電気料(自前工事)・保守料	電力設備利用開始希望日又はNTT東日本・西日本の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日～コロケーション終了日
電気料(建設請負工事)・保守料	工事完了予定日又はNTT東日本・西日本の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日～コロケーション終了日

基本的なパターン

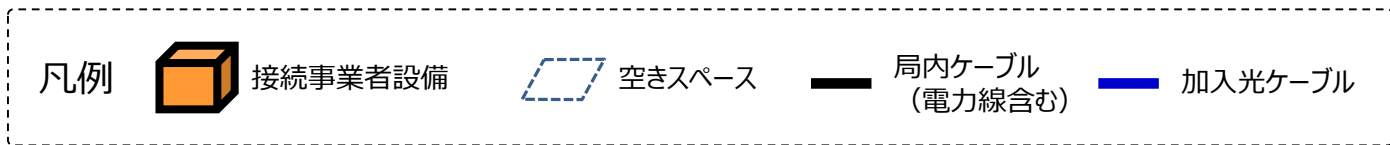
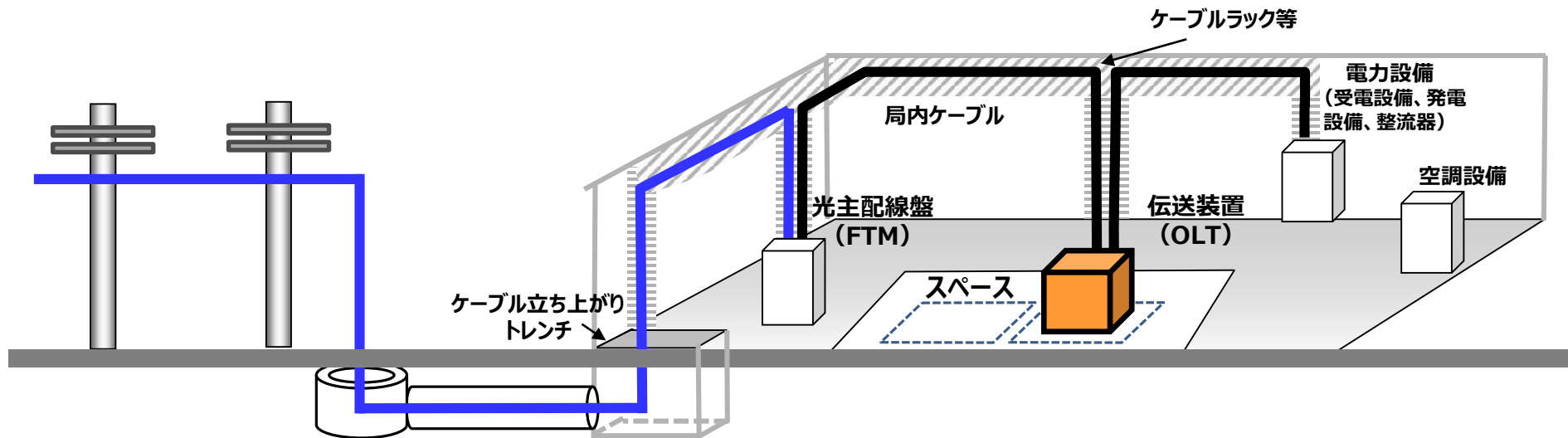


申込撤回時の費用負担

スペース・受電/発電設備以外の設備(整流器等)について※、接続事業者がPOIを設置してコロケーションを開始する際に工事申込日から工事完了日までの間に設置申込を撤回した場合における違約金を、実際の留保期間に応じた、工事申込日から撤回日までの利用料金相当額に変更。 ※スペース・受電/発電設備については、現行規定から変更なし。

○ 「コロケーション」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の建物等において、接続事業者が接続に必要な装置を設置することをいう。

＜接続事業者がN T T東日本・西日本ビル内に伝送装置（OLT）をコロケーションし、加入ダークファイバと接続する場合のイメージ＞



○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)抄
(第一種指定電気通信設備との接続)

第三十三条 (略)

2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第一種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額(以下この条において「接続料」という。)及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件(以下「接続条件」という。)について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 (略)

4 総務大臣は、第二項(第十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第六項、第九項、第十項及び第十四項において同じ。)の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第二項の認可をしなければならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ～ニ (略)

ホ イからニまでに掲げるもののほか、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

二～四 (略)

5～18 (略)

○電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)抄

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第二十三条の四 (略)

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～一の三 (略)

二 他事業者が接続(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。)に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等の利用の請求等を接続に關して行う場合における次の事項

イ 他事業者が接続に必要な装置を設置する場合の手續であつて次に掲げる事項を含むもの

(1) 他事業者が接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報の開示を他事業者が受ける手續

(2) 他事業者が接続に必要な装置の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求し当該検討の結果の回答(当該設置を拒否するものである場合にはその合理的な理由を含む。)を受ける手續(他事業者による当該設置の請求に係る建物への立入り(当該設置に応じる場合の当該回答及び当該設置のための場所がないために当該設置を拒否する旨の当該回答に関する確認のための立入りを含む。)の手續を含む。)

(3) 他事業者が工事又は保守を行う場合の手續

(4) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合にあつては、工事又は保守に他事業者が立会いをする手續

ロ 他事業者が接続に必要な装置の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求した日から当該検討の結果の回答を受け当該回答に係る設置の工事が始まる日までの標準的期間(当該回答が接続に必要な装置の設置を拒否するものであるときは、当該回答の日までの標準的期間)(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)

ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事を行う場合にあつては、工事の標準的期間(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)

ニ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する建物、管路、とう道又は電柱等の場所に関して他事業者が負担すべき次に掲げる金額

(1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額(当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額)を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法(自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)に準じて計算される金額

(2) 電柱等の場所にあつては、取得固定資産価額(合理的な予測に基づき算定された電柱等の購入価格又はそれに相当する額及び設置工事費等)を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法(自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)に準じて計算される金額

ホ イ(1)の情報の開示を受ける場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)

ヘ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合にあつては、工事又は保守に関して他事業者が負担すべき金額

ト その他他事業者が接続に必要な装置を設置する場合の当該他事業者が負担すべき金額及び条件

チ 他事業者が接続に必要な装置を設置することが困難な場合であつて、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講ずる当該装置又はこれに代わる装置の設置を可能とする措置の適用について他事業者が請求等を行うときにおける手續、他事業者が負担すべき金額その他当該措置を受けるに当たつての条件

■平成29年9月8日付け総基料第162号

総務省総合通信基盤局長発 東日本電信電話株式会社代表取締役社長及び西日本電信電話株式会社代表取締役社長宛

コロケーション条件等の改善について

(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第23条の4第2項第2号、
平成13年12月27日総基料第492号関連)

第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保の観点から、通信用建物等への接続事業者の設備の設置の円滑な実施に向け、その条件等に関し、従前より累次の改善方策を採ってきたところであるが、今般、情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月28日)及び情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成29年4月14日)での要請等を受け、コロケーション条件やコロケーション代替措置について検討したところ、更に改善が必要と考えられる点があるため、貴社において、下記の措置を講じられたい。

記

1～4 (略)

5 コロケーション設備の撤去後の費用負担

(電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号ニ関連)

コロケーションの終了に向けて、設置設備の撤去を早期に実施した接続事業者には、その分、負担を軽減する仕組みを検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

上記の検討に当たっては、関係するコストの詳細を明らかにし、接続事業者の公平負担の観点から、コスト範囲の妥当性を検証し、コスト負担の在り方について検討されたい。

また、これに関する手続等のルールについて、上記の検討を踏まえて見直したものを、透明性確保の観点から、接続約款に規定することとされたい。

6・7 (略)